

審議会等の会議の概要の記録

会議の名称	令和4年度第1回 甲州市高齢者虐待防止・地域見守りネットワーク運営委員会
開催日時	令和4年7月20日 13時30分～15時30分
開催場所	甲州市役所 2階 第一会議室
議 題	<p>(1) 本委員会および部会の説明</p> <p>(2) 令和3年度実績及び令和4年度の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護について ・認知症対策について <p>(3) 地域課題の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の想いを尊重した支援について ・高齢者の困りごと早期発見における体制づくりについて
出席委員	<p>中村文雄委員、中村功委員、雨宮正明委員、藤巻友美委員、広瀬貴史委員、岩波充宏委員、斎藤哲規委員、荻原里美子委員、中村達也委員、奥山さおり委員、名取建治委員</p> <p>欠席：大木美由喜委員、久保田正春委員、益田美保委員</p>
会議の公開又は非公開の区分	公開
会議を一部公開又は非公開とした場合の理由	
傍聴人の数	0 人
審 議 概 要	別紙のとおり
事務局に係る事項	<p>介護支援課 地域包括支援担当</p> <p style="text-align: center;">TEL : 0553-32-5600</p>
そ の 他	※ 上記以外で審議会等が必要と認める事項

令和4年度第1回

甲州市高齢者虐待防止・地域見守りネットワーク運営委員会

日時 令和4年7月20日(水)午後1時30分～午後3時30分

場所 本庁第一会議室

出席 中村(文)・中村(功)・雨宮・藤巻・広瀬・岩波・斎藤・荻原・中村(達)

奥山・名取【委員】

小林・古屋・武藤・嶋津・村田・雨宮【事務局】

欠席 大木・久保田・益田【委員】

1. 開 会

2. 委嘱状の交付

3. 市長挨拶

本日は、大変お忙しい中をお越しくださしましてありがとうございます。甲州市高齢者虐待防止・地域見守りネットワーク運営委員会の委員を引き受けていただきまして誠にありがとうございます。平成18年から高齢者虐待防止法が施行されて以降、本市では虐待を受けた高齢者に対する支援について積極的に取り組んでいるところであります。本市の高齢化率は36.7%と県内でも高い水準にありまして、高齢者の5人にひとりには認知症となる可能性があるとも言われている今、認知症の方を地域で見守り、支えるため体制づくりが喫緊の課題であると考えています。高齢者虐待は、介護する家族がその負担や悩みを抱え込んでしまう事が大きな要因とも思われます。市では介護する家族が孤立してしまう事がないように、様々な団体や機関と連携を図り地域における見守り体制を強化していきたいと考えております。今後も、本運営委員会におきましては高齢者の方々が住み慣れた地域で安心した暮らしが続けられるように、高齢者虐待防止法の取り組みに合わせて認知症の方を地域で見守るネットワーク作りを引き続きご検討いただくとともに、委員の皆様には各方面からご意見を頂けるようお願い申し上げます。

4. 委員紹介(自己紹介)

5. 委員長挨拶(中村文雄委員)

皆さんこんにちは。皆さんのお力添えを頂きながら務めさせていただきたいと思っております。本日お昼のニュースを見ておりましたら、山梨県のコロナ患者新規発生者が1000人を上回るという報道がありました。過去最大の倍以上の状況となるようです。ここ数日は梅雨の戻りのような湿度の高い気温が続いています。健常者もなかなか体調維持は大変ですが、高齢者のみなさんにおかれましては十分に注意しながらですが、高齢者の見守りもお願いしたいと思います。虐待防止・地域見守りネットワークに出席いただき誠にありがとうございます。今回は高齢者が尊厳をもって安心して暮らし続けられる、その重要性緊急性は大変重く必要なことであると思っております。市長の話にはありましたが、2025年には団塊世代が後期高齢者となり、5人に1人は認知症の患者となる推定もされています。養護者、介

護者の介護疲れから虐待が多く発生するのではと懸念されます。高齢者が住み慣れた地域で安全、安心に自分らしく住み続けられるよう委員のみなさまにはそれぞれの立場で培われた経験をもとに様々なご意見を伺いながら運営をして参りたいと思いますのでよろしくお願い致します。

6. 議事

(1) 本委員会および部会の説明

(2) 令和3年度実績及び令和4年度の取り組みについて

【権利擁護について】

中村（文）委員

- ・介護保険の申請理由があるが、パーセント的には例年と比べ変わりがないようだが、人数的にはどうか。

事務局

- ・申し訳ございませんが、具体的な件数が手元にありません。

中村（文）委員

- ・警察署で把握しております、認知症の方の徘徊等の通報件数を教えていただけますか。

藤巻委員

- ・令和3年と令和4年の数字についてご説明させていただきます。行方不明の届け出があつて捜索をするケースもあるのですが、そのほとんどが正式な受理の前に発見され保護をされていますので、今回は保護の取り扱い件数について説明をさせていただきたいと思います。警察では迷い老人というくくりで保護の対象の区別をしています。令和3年中については、甲州市が7件、山梨市が26件ありました。令和4年中は今日現在で甲州市6件、山梨市7件でした。令和3年中が著しく少なかった印象あり、例年の数字をみても20件程度あるので、令和3年が少なく、今年が例年並みということになるかと思えます。認知症の高齢者を把握した場合に市に情報提供をさせていただいているが、その状況もお伝えさせていただきます。令和3年は甲州市が9件、山梨市が17件、令和4年中は甲州市が5件、山梨市が4件の情報提供をさせていただいています。

【認知症対策について】

中村（文）委員

- ・先ほどの説明の中で、オレンジカフェの話がでましたが、介護するご家族の方が一番大変だと思います。私も10年間介護経験がありますので、その辺が一番重要だと思っています。ご存知かと思いますが、認知症ケアの癒しの「マフ」というのが新聞に載っていました。ニットで作った筒状のものを腕に差し込んで、非常に心が落ち着いたり、点滴の針を抜く行為がなくなるなど、落ち着くという記事を読んだ。このようなことを家族に提案していただければ、一時でも心が休まる時間が作れるのではと思いました。新聞の記事をもしよければ見ていただければと思います。

中村（功）委員

・認知症は非常に難しいですが、いろんな施策がいっぱいあるのですが、この対策の体制について、だいたいフォーマルな事業だと思うが、どのような連携がされているか、みんな個々にやられているのはよくわかります。今元気です、そして少しわからなくなったとき、認知症発症初期、完全に認知症になったときと段々本人に説明しにくくなるので、どの時点で重点的に捉えて説明していくかが重要になると思います。

いろんな対策を説明してもらったが、どの時点でどういう風に活用しているか、ただやっているよ、ではあまり意味がないような気がする。甲州市の認知症の対策はこういう体系でこの程度の段階ではこれとしていく。認知症になればみんな忘れてしまう。

想いのノートについても、本人が書いてもある時期になれば違ってきてしまう。支援者側がその人に対して作るノートも必要なのでは。完全によくになりましたとは違うので、もう少し体系的に、こういう風なシステムでとまとめなおす必要がないかと思っているがいかがでしょうか。

事務局

・ありがとうございます。まさに甲州市の色々な事業の一番の課題が、総合相談などでご家族の方が来た時に対象の方をつなぐことが課題。早めに把握するために他部署で健診をやっている庁内との他部署との連携、かかりつけ医など医療との連携。対象者の拾い上げのための体制の整備、事業をそれぞれ体系的に整備する必要あり、進めているところです。また、認知症ケアパスも作成しております。社会福祉協議会の事業も載せさせてもらっている。甲州市で認知症に関わるいろんな支援体制をひとつのパンフレットにまとめている。初期ではこういう事業や、相談窓口があることや、家族会、日下部記念病院の疾患医療センターの相談窓口を載せたりしている。こちらを周知することで、今現在の認知症の体制についてみなさまにお示ししています。

（3）地域課題の検討

【本人の想いを尊重した支援について】

○想いのノートの普及啓発について

奥山委員

・私は病院に勤めていますので、私たちの立ち位置で何ができるかと考えると、私の部署が連携の窓口になっていたり、私と一緒に働いているソーシャルワーカーが3名いますが、そのワーカーに想いのノートの周知はできています。ただ、それを患者さんに対してどうかとなってくるとそこまで至っていなかったり、病院の中だけでもACPの取り組みを進めていまして、意思決定支援というところに、医療の切り口で入っています。ACPの取り組みとリンクして甲州市には想いのノートがあるということについて何か発信ができればと話を聞きながら考えていました。

中村（功）委員

・想いのノートについて、権利擁護支援センターで市民講座、遺言書の作成講座をしている。参加する多くの方は財産を含む今後について考える人が参加している。市民講座の1コマとして想いのノートについて説明する時間を作ったらどうかと考えています。

自分の意思を家族親族に有効的に伝えられる方法として理解してもらえないのではないか。2番目として、法人の成年後見と日常生活自立支援事業、生活の支援をしている。結構な人数がいる。両方とも20~30人程度。毎日関わって対応をしている。月に何百回と個人との対応をしている。そういった支援の場面で、「こうしたい、ああしたい」と聞く場面は結構多い。関わっている利用者は徐々に判断能力が低下していく人がほとんど。本人が話したこともあり、想いのノートもあるが、先に書いたことを忘れてしまう、「想いのノートなんてあったっけ」という感じにもなる。そんなこともあるので、想いのノートそのものは有効だが、他の支援者にも同じことが言えることなので、支援者向けの想いのノートの研修会があっても良いのではないかと。この人は今年はどうだった、いつこう言ったと変わっていた歴史がみえる。本人だけでは変わったことがみえない。変わったことがわかるような想いのノートを第三者が作る、その人の想いのノートの作り方が必要なのではと思うところです。

事務局

- ・奥山委員のご意見について、医療の連携について、想いのノートをきっかけに、こういうツールがあるということ伝えていただければありがたいです。
- ・中村副委員長のご意見について、まずは権利擁護支援センターの市民講座での想いのノートの周知について改めてお声かけさせていただきたい。支援者向けの想いのノートについては、こちらから提示をさせていただいたが、意思決定支援に関する検討チームについては、支援者が意思決定支援とは何かを話し合う場にもなっている。支援者がハードルを感じていることもある、その人の想いを聞く場面がなかなか持てないという意見ももらっている。そういうことをきっかけに、支援者にも想いを尊重するという点について気づいてもらったり、意識ができるように検討したい。

雨宮委員

- ・区長になって数か月経つが、区長に言えば何でも解決してくれるというところがある。地元のことですけど、例えばペットがいなくなったから探してくれや過去には認知症老人がいなくなったとか、河川が詰まったなどとみんな言うてくる。全部解決できるわけでもないし、そうは言っても見放すわけにはいかない。何か答えなければならぬ。認知症の件についても最初のとっかかりとして、無知で申し訳ないが、例えばいなくなったから探してくれ、放送してくれ、などどういうところから入っていけばよいか教えていただきたい。

事務局

- ・現にいなくなってしまう方ということであれば、順番としてはまずは日下部警察署への捜索の相談が優先順位としては第一番となると思われる。ただ、いなくなってしまう方は、一度だけではなく、繰り返しいなくなってしまうということも多い。いなくなったことの直接の相談は日下部警察署としても、それと並行して認知症がある方の適切な治療がされていない方について、まずは地域包括支援センターが窓口となっているので、その方の家族、身内の方に相談をしているかどうか確認していただき、まだしていないようであれば、市役所の介護支援課の中に地域包括支援センター

が窓口であることをご案内していただきたい。地域包括支援センターが家族から話を聞いたり、こちらから職員が出向いて直接話をする中で、行方不明になることが繰り返されないようご案内をする。徘徊 SOS ネットワークの登録、認知症かどうかの診断をされていない方について適切な治療が始まっていない方は専門の医療機関を紹介。負担が大きいようであれば、介護保険のサービスを利用し家族の負担を少しでも軽く方策と一緒に考えるなどの取り組みをしている。今探さなければならないことについてはまずは警察署への相談だが、その先に、認知症のことでお困りのようであれば地域包括支援センターを案内いただければと思う。

藤巻委員

・行方不明者の認知時についての対応について説明をさせていただきたい。認知症高齢者の行方不明事案については一刻を争いますので、まずは区長に連絡あれば、区長からでも一方をいただければ、警察官が出向きます。時間が増えるほどできることが少なくなる印象あり、減っていく。動員数を増やす、近隣警察署に手配、警察犬の活用などできることはたくさんある。認知症とわかっている家族であればすぐに通報してくださるが、ちょっと家族がいなくなったからといって警察に連絡するのは申し訳ないとか、自分たちで頑張って探してからとなると夕方になったり、翌日になるというケースが多い。できることが少なくなる。近くで見つかることが良いことなので、そのような家族がいればすぐに警察だよとすぐに連絡いただくのが私たちもありがたい。すぐに 110 番通報を。ハードルが高ければ日下部警察署へ連絡をいただいてもかまわない。その後は市と連携をとり、その後の支援の対応をしていきたいと思っている。

雨宮委員

・いなくなっても、うちの名前は出さないで、放送しても良いが名前は出さないでと言う人もいて、それでは見つからないと思うが、恥ずかしいと思うところもある人がいる。

藤巻委員

・まずは警察に。警察の方で説得もできますので。

○想いを尊重した支援における検討チームの立ち上げについて

岩波委員

・ケアマネジャーとして関わる中で、本人の意思を尊重しながら支援をしているが、本人・家族との意見の相違がある。本人がどう過ごしたいか含めながら支援をしているが、なかなか本人の意向にもそぐわない場面もある。チームの立ち上げをすることで、本人の意向に向け本人、家族の支援をすることで、住み慣れた地域の中で生活することが可能かと思いますので、チームをぜひ立ち上げていただければありがたいです。

【高齢者の困りごと早期発見における体制づくりについて】

中村（功）委員

・フローチャートの周知について、支部社協が12支部あるが、役員会、研修会地区推進員関係者が集まる会が何回かあるので、そこで話をしてもらえればと思う。2年で役員が代わってしまう。今年が代わったばかり。そういったときが良いのでは。職員が各支部に配置されているので、支部の役員会には顔を出しているの、そこを通して役員に教えても良いのでは。

・いきいきサロンの代表者会議を情報交換会だが年1回やっている。今年はコロナで決まっていないが、代表者からサロン参加者にお知らせできるのではと思う。

・委託で受けているお助けサポーターのフォローアップ研修は年1回で、活動中の気づきのポイントを協力者に徹底できると思う。

・要保護台帳に記載のある支援者に周知してみるのもよいか。個人情報の問題もあるが、なかなか集まる機会もないので、少し個別に周知する機会があってもよいのでは。

・12の支部がケアシステムの小学校区単位の第二層協議体に位置付けている。フローチャートに記載のあるものをやろうとすると第二層協議体では広すぎる。実際には第三層協議体が重要。その地域にいるボランティアや向こう三軒両隣の方については、要援護者台帳に記載の有無関係なく、隣の方がどういう人か知っている。そのような情報を取り上げられるようなシステムづくりを。少し個別に動くのも良いのでは。

事務局

・集まる場が制限されている中で、周知の方法について検討していきたい。

中村（文）委員

・生活支援体制整備事業について、より地域に近い（三層体）の見守りが大切。虐待についても、認知症についても、話し合われたとおり、なかなか外に出したくない、潜在化された問題なので、家庭に近い見守りが重要になってくる。

7. その他

8. 閉会（副委員長：中村功委員）

長時間にわたりありがとうございました。段々高齢者が増えてきて身につまされる思い。最近意識しないでやったことがそれを忘れてしまうことがある。同級生もどこかに行くつもりでエンジンをかけたが、行く場所を忘れてしまうこともあることを聞いた。ちょっとしたことで接触不良になることがある。それが認知症のはじまりなんだという気がする。第三層協議体が大切。第一層、第二層協議体だけではできない。各地区の区長会にも各組がある。組単位程度が隣のことをわかるのでは、そういった単位での体制づくりが重要だと思う。この会議は市の会議の中でも非常に重要な会議である。これから2年間任期があるが今後ともよろしくお願ひしたい。